平成２６年（フ）第１６８８号
大阪府茨木市島２丁目14番39号　島ちとせハイツ106号、前住所大阪府茨木市天王１丁目３番24号　新和ハイツ513号
債務者　横田　緩代
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９６号
大阪府枚方市東香里２丁目５番33号
債務者　田原　容子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７７号
大阪府守口市日吉町２丁目３番６―401号
債務者　酒井　善美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８１号
大阪府高槻市北大樋町50番２号
債務者　河野　次郎
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１６号
大阪市住吉区苅田９丁目７番９号
債務者　川原　大作
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１８号
大阪府八尾市高安町北４丁目25番地の１　ブランシェ高安202号
債務者　上原　優子（旧姓正津）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９０号
大阪府吹田市穂波町23番11号
債務者　辻　　和子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０１号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―1012号
債務者　塩川　真樹
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６７号
大阪市住之江区安立３丁目７番17号ＡＶＡＮＺＡＲ安立　102号
債務者　竹内　康二
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３３号
大阪府八尾市光南町２丁目２番27号　藤荘103号
債務者　渡邊　政二
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８７号
大阪府茨木市中村町10番７号　中村10番館403号
債務者　内山　隆行
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９１号
大阪府茨木市山手台４丁目８番12号の６
債務者　定原由希子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９９号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番17号　アベニューリップル吉田705号
債務者　石井　始子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８２号
大阪市淀川区東三国３丁目７番２―608号
債務者　加藤　靖子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８５号
大阪市平野区平野上町２丁目４番24号Ｋ’ｓ上町205号
債務者　永井　和美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８７号
大阪市淀川区塚本２丁目22番３号　塚本パンション304号
債務者　紺谷　健一
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６号
千葉県袖ケ浦市野里1814番地１
債務者　斎藤加奈江
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部